

令和5年度

第2回第二農地部会定例会議事録

令和5年5月31日（水）

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和5年度 第2回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年5月31日(水)午後2時30分
会 場 ユートピアくびき希望 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	2番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成	17番	高波 澄男
18番	田鹿 敏行	19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一

(2) 農地利用最適化推進委員(16名)

(安塚区)	松苗 秀幸	和栗 正男		
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也		
(大島区)	高橋 三登一			
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一	
(柿崎区)	平野 吉徳	佐藤 清	小林 秀喜	
(大潟区)	細谷 正夫			
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武		
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久		

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 小山 貞衛
(三和区) 福原 弥 高橋 浩一

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男		
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦		
牧区駐在室	室長	小林 精子	主任	古海 一夫
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己		
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	橋立 理		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1番 長井 恒夫 3番 竹原 よし子

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

③大島区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第3号 実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第4号 実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積等促進計画の認可について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時30分 それでは、これより令和5年度第2回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員16名、欠席推進委員3名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>1番 長井 恒夫 委員、3番 竹原 よし子 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。</p> <p>5番 橋本 春美 委員の発声をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局</p>

の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁をご覧ください。

番号2103番及び2104番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

2頁をご覧ください。番号2105番の1件です。

市街に転居したため、自力での耕作が難しくなった譲渡人が譲受人に相談したところ合意に至ったことから、所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権移転1件をご説明いたします。3頁をご覧ください。

番号2121番は、受け人の要望による貸借権の移転です。

この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定6件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

貸借権設定6件をご説明いたします。4頁をご覧ください。

番号2115番は、契約期間満了に伴う再設定です。

番号2116番から5頁、2120番までの5件は、いずれも高齢で労力不足のため、新たに農業者へ貸し付けるものです。

なお、これら6件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」審議いたしますが、6頁、番号2102番は高波委員に関連する案件ですので、議事参与の制限

により、高波委員は一時退席をお願いいたします。

(高波委員退席)

議 長

それでは、高波委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」高波委員に関連する貸借権設定1件をご説明いたします。

6頁、番号2102番をご覧ください。

この案件は、認定農業者である担い手が、農地中間管理機構を通じて貸付人1名の農地を借り受けるものです。

具体的な対象農地は、7頁の対象農用地リストのとおりです。

この案件については、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、高波委員関連の番号2102番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

(高波委員復席)

《浦川原区駐在室の議案》

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくをお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。1頁をご覧ください。

番号 2501 番の 1 件です。再設定です。

本件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」審議いたしますが、2 頁、番号 2510 番は田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いいたします。

(田鹿委員退席)

議 長

それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」田鹿委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。

2 頁、番号 2510 番をご覧ください。

この案件は、人農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構を通して、農地を借り受けるものです。具体的な対象農地等は、3 頁の市長が中間管理機構に提出した別紙「対象農用地等リスト」のとおりです。中間管理機構の立場で作成されているため、借入契約者は中間管理機構が借り入れる者、農地でいえば土地所有者、貸付者は中間管理機構が貸し付ける者、農地でいえば耕作者となっています。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

なお、この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、田鹿委員関連の番号 2510 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>ただ今の審議の結果、原案どおり決定いたします。</p>
	<p>(田鹿委員復席)</p>
議 長	<p>続きまして、田鹿委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」田鹿委員関連を除く 1 件を説明いたします。</p>
	<p>2 頁、番号 2511 番をご覧ください。</p>
	<p>この案件も人農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構を通して、農地を借り受けるものです。具体的な対象農地等は、3 頁の市長が中間管理機構に提出した別紙「対象農用地等リスト」のとおりです。中間管理機構の立場で作成されているため、借入契約者は中間管理機構が借り入れる者、農地でいえば土地所有者、貸付者は中間管理機構が貸し付ける者、農地でいえば耕作者となっています。</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。</p>
	<p>なお、この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

《大島区駐在室の議案》

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

《議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について》

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。

1 頁、番号 2902 番をご覧ください。

譲受人が購入した住宅に付属する農地を贈与により、所有権移転するものです。譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

《議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について》

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 11 件をご説明いたします。2 頁、番号 2939 番から 4 頁、2949 番をご覧ください。

2 頁、番号 2939 番と 2940 番の 2 件は、これまで別の借り手との間で利用権を設定されていましたが、借受人が労力不足となったため、新たに地域の担い手へ貸し付けるものです。

2 頁、番号 2941 番から 4 頁、2949 番までの 9 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら 11 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項

の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《牧区駐在室の議案》

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号3308番から3310番までの3件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、全て休耕です。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

牧区

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

駐在室

2頁、番号3302番及び番号3303番をご覧ください。

番号 3302 番及び番号 3303 番は、それぞれ譲受人の要望による所有権移転です。
なお、譲受人の状況については、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条
調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件
のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま
す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま
す。

牧区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 5 件を説明
いたします。3 頁、番号 3333 番から 4 頁、番号 3337 番をご覧ください。

番号 3333 番及び番号 3334 番は、これまで別の借受人との間で利用権を設定さ
れていましたが、借受人が労力不足となったため、新たに地域の担い手へ貸し付
けるものです。

番号 3335 番は、貸付人の労力不足により新規に利用権を設定するもので、契約
期間はいずれも 10 年です。

番号 3336 番及び番号 3337 番は、期間満了による再設定です。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
るものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたし
ます。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 15 件のうち特徴的な案件のみ説明いたします。</p> <p>1 頁、3881 番から 4 頁、3895 番をご覧ください。</p> <p>3881 番、3882 番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。</p> <p>なお、3882 番の終期は、賃料の最終支払いを終えた後に契約を終了させたいとの法人側からの意向により、令和 15 年 12 月 31 日に設定するものです。</p> <p>3 頁、3889 番から 4 頁 3894 番までの 6 件は、契約期間満了に伴い、法人と再設定するものです。終期は、来春賃料の見直しを行うため、令和 6 年 3 月 31 日に設定するものです。</p> <p>なお、これら 15 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p>《<u>議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について</u>》</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の</p>

説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。5頁、3704番をご覧ください。

これまで別の借り手が耕作していましたが、集約化を図るため、隣接で耕作している譲受人へ貸し付けるものです。

6頁に対象農用地等リストを添付しました。

なお、この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

<議案第3号 実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について>

議 長

議案第3号「実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第3号「実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について」説明いたします。7頁をご覧ください。

対象地区は、柿崎区上下浜地区1件です。

変更内容は、地区内の中心経営体を新たに追加するものです。変更箇所は、配布しました別冊の個表に掲載されております「中心経営体の氏名等」の内容にアンダーラインを引いてあります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、意見なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(「ありません」の声あり)

議 長

賛成多数なので、本件は意見なしと決定いたします。

≪大潟区駐在室の議案≫

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告します。1頁、番号4610番をご覧ください。

合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について>

議 長

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。2頁、番号4603番をご覧ください。

大潟区上小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積105㎡に個人用住宅を新築するため転用するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。

3頁、番号4605をご覧ください。譲渡人は、遠方のため耕作不能なことから共有名義人である譲受人へ持ち分の全部を贈与するものです。

譲受人の状況は、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」賃借権設定3件を説明します。4頁をご覧ください。

番号4665番は、園芸による経営を開始する新規就農者へ新たに農地を貸し付けるものです。

番号4666番は、報告第1号の関連案件で、合意解約後、他2筆とともに新たに利用権を設定するものです。

番号4667番は、契約期間満了に伴う再設定です。

いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」賃借権設定2件を説明いたします。5頁、番号4601番と番号4602番をご覧ください。

これら2件は、人農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構を通して、農地を借り受けるものです。

具体的な対象農地は、6頁、7頁の対象農用地リストのとおりです。

いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

<議案第4号 実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について>

議 長

議案第4号「実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大潟区

議案第4号「実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について」説明し

駐在室	<p>ます。8 頁をご覧ください。</p> <p>大潟地区において、中心経営体に認定新規就農者として審査中の 1 名を追加し、41 名とするため、意見を求めるものです。</p> <p>具体的には、別冊の「実質化された人・農地プラン」3 頁の 41 番を追加するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、意見なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は意見なしと決定いたします。</p>
議 長	<p>《頸城区駐在室の議案》</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1 頁、番号 5312 番から番号 5315 番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号 5312 番は他者へ売却予定、番号 5313 番は他者へ売却、番号 5314 番、番号 5315 番は耕作者へ売却です。</p> <p>備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件を説明いたします。2頁、番号5412番及び番号5413番をご覧ください。

譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。

なお、これら2件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

続きまして、貸借権設定6件について、事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

3頁、番号5414番から、4頁、番号5419番をご覧ください。

番号5414番から番号5417番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。

番号5418番、5419番は、契約期間満了に伴う再設定です。

なお、これら6件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<<吉川区駐在室の議案>>

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1 頁、番号 6204 番をご覧ください。</p> <p>この案件は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。</p> <p>なお、備考欄に記載の頁数と番号は関連案件です。</p> <p>この案件については、平成 31 年 2 月 8 日付けで合意解約通知があり、受理したものです。所有者による私文書偽造であるとして裁判になり、令和 5 年 1 月 10 日に私文書偽造であることが裁判で確定しました。その後、改めて合意解約が成立したことから、今回の報告となったものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第 2 号 農用地利用集積等促進計画の認可について></p> <p>報告第 2 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>報告第 2 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」説明いたします。</p> <p>議案書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>番号 6201 番は、所有者不明農地について、農地中間管理機構を通して担い手に貸し付けるものであり、令和 5 年 5 月 9 日付けで県が認可したものです。</p> <p>この間の経過を説明いたします。</p> <p>令和 4 年 3 月に借受者が利用権の更新を希望しましたが、所有者が死亡しており、相続権利者が相続放棄していたため、更新できませんでした。</p> <p>借受者からの相談を受けて、農業委員会では、所有者を探索し、所有者不明の農地として公示をしましたが、所有者等から申し出がなかったため、農地中間管理機構にその旨を通知するとともに、借受者が利用権設定できるよう裁定申請要望書を提出しました。</p> <p>農地中間管理機構は、県知事に利用権設定の裁定申請を行い、当該農地の利用権を取得した後、借受者へ貸し付けるため、県知事に農用地利用集積等促進計画の認可申請を行ったものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件について、説明いたします。3 頁、番号 6327 番をご覧ください。

譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。

この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

続きまして、貸借権設定 59 件について、事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

4 頁から 16 頁をご覧ください。

4 頁、番号 6328 番から 15 頁、番号 6384 番までは、再設定です。契約期間が 1 年未満となっているのは、次年度に賃料を見直すためです。

15 頁、番号 6385 番は報告第 1 号の関連案件で、合意解約後、新たに利用権を設定するものです。

16 頁、番号 6386 番は、労力不足により、自作地を近隣で耕作している譲受人へ貸し付けるものです。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の

説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定4件を説明いたします。議案書は17頁から20頁をご覧ください。

番号6206から番号6209番までの4件は、認定農業者である担い手が、農地中間管理機構を通して、農地を借り受けるものです。

具体的な対象農地は、19頁、20頁の対象農用地リストのとおりです。

なお、これら4件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

《三和区駐在室の議案》

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁と2頁をご覧ください。

番号8613番から8618番までの6件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、耕作者へ売却2件、地主耕作2件、他者へ貸付予定1件、他者へ貸付1件です。

なお、関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件を説明いたします。議案書は3頁をご覧ください。

それぞれ労力不足に伴い、譲受人に所有権を移転するものです。

また、番号8703番は、所属する法人への貸付案件が4頁、番号8706番に提案されています。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定12件について、事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定12件を説明いたします。議案書は4頁から6頁をご覧ください。

4頁、番号8706番は取得した農地を所属している法人に貸し付けるものです。6頁、8714番は労力不足に伴い新たな耕作者に貸借権を設定するものです。その他は、全て再設定です。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	4 頁が議案第 3 号となっていますが、議案第 1 号の誤りではないですか。
三和区 駐在室	議案第 1 号の誤りです。4 頁の議案第 3 号を議案第 1 号と修正をお願いします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	【7. その他】 他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【9. 閉会】 以上をもちまして、令和 5 年度第 2 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後 3 時 25 分終了
	(農地部会終了後、地区会議開催)